

2023年度

事業計画書

2023年4月 1日から
2024年3月31日まで

公益財団法人 東亜総研

目 次

基本認識	1
基本方針	2
I. 公益目的事業	
公益目的事業 1	
(1) 定例セミナー・特別フォーラム.....	2
(2) 相談・助言事業.....	2・3・4
(3) 国際交流等推進事業.....	4
公益目的事業 2	
外国人技能実習生受入れ事業.....	5
II. 収益事業	
収益事業 1	6・7・8
収益事業 2	8
III. 法人管理.....	9

【基本認識】

世界中が待ちに待ったコロナ禍があげようとしていますが、現実の世界に目を向けると、ロシアによりウクライナ侵略、頻発する自然災害や地球環境の汚染など、私たちの行く末は容易でない状況が予想されます。であればこそ、人々は皆、今やらなければならないことにベストを尽くすべきと考えます。

本年6月、公益財団法人東亜総研は、創立10周年を迎えます。当財団は、「共存共栄のアジア新時代」において、「アジアの安定と日本の持続的発展」は、日本の国益上の重要な課題であり、アジアの国々や人々との信頼関係を基礎に日本とアジアのプラットフォームづくりをめざしてきました。これからの10年もこの基本目的を追求していきます。

日越大学は開学以来、順調に修士課程のプログラムも増え、学部の開設もなされてきました。しかし、ベトナムの大学間競争の中で、ここにきてさまざまな課題も明らかになってきました。その対応策として日越大学支援国内事務局については、日越大学日本委員会に改組される予定です。当財団として引き続き支援を行っていく予定です。

技能実習生の監理団体業務においては、実習生の入国が再開されたとはいえ、その分帰国者も多く、本年度の開始時に技能実習生187名、特定技能労働者38名の合計257名であった状態から、本年度末には、技能実習生227名、特定技能労働者30名の合計257名となりました。昨年度に引き続き、大変厳しい状況ではありましたが、監理団体としての責務を果たすべく、受入機関への指導と技能実習生の保護、育成、支援にあたって参りました。

2022年度末において、入国を待って母国で研修中の技能実習生が95名おり、2023年度末には、326名と予想しております。特定技能労働者は35名の予想ですので、合計は361名になります。

当財団は、日本の国柄を守り「共存共栄のアジア新時代」をめざし、積極的に活動して参ります。「グローバル人材共生社会」の環境整備のため、当財団は既に、職員の3割が外国人材で構成されており、今後も国内外を区別することなく、才能ある人材を採用していきます。

「定例セミナー」「相談・助言事業」等の公益事業においては「人材育成」「人材確保」「国際貢献」を基本目的として事業に取り組んで参ります。

【基本方針】

2023年度の事業計画を、Ⅰ. 公益目的事業、Ⅱ. 収益事業、及びⅢ. 法人管理について以下のとおりまとめました。

Ⅰ. 公益目的事業

【公益目的事業 1】

「ベトナム国等東アジア各国との相互理解の促進を図ることを目的とする事業」

(1) 定例セミナー・特別フォーラム

2023年度は、公益目的事業として、設立当初より取り組んで参りました当事業について、アジアの国・地域の政治、経済、外交、文化などをテーマに継続して事業を推進し、オンラインも含めたセミナー並びにフォーラムを実施いたします。なお、6月26日には10周年記念フォーラムを予定しています。

開催時期については四半期に一度（年に4回程度）の実施を予定し、財団の趣旨や「日本の国柄を考える」をテーマに講師を選び、賛助会員の皆様や一般の方々が興味や関心を寄せていただける内容や構成に配慮し、日本とアジアの国々との友好と相互理解に努めて参ります。

なお、セミナーの内容は、「東亜通信」やホームページを通じて賛助会員や関係者へ発信し拡充に努めて参ります。

(2) 相談・助言事業

当財団は、様々な対話や事業を通じて相互の信頼関係を構築し、他国の問題も自らの問題と自覚し、日本の持てる力を日本とアジアのために発揮し、アジアの民生向上と経済発展に寄与し、それらの活動によって国と国の友好関係を強め、アジアの安定及び世界の平和と繁栄に貢献することを目的に設立されました。

この精神に基づき、日本とベトナム、モンゴル等アジアの国々と技術・サービス・ノウハウ・文化等の相互理解及び交流に資するプラットフォームとなるべく、本事業を実施しております。これは日本とアジア諸国の将来の発展に寄与することをめざすものであります。

相談・助言の対象者は非営利セクター、特に公益社団・財団法人、NPO法人、学校法人、社会福祉法人、地域団体、ボランティア団体を中心に、行政機関・地方公共団体など不特定多数といたします。

当該事業を通じ、海外との関係構築の術を持たない相談者を手助けする水先案内人として、多岐にわたる交流と促進を醸成し、日本とアジア諸国との連携交流、協力関係の構築に努めて参ります。

これらの相談・助言事業については、対価を徴収しないこととしておりますが、実施事業の内容により適正な実費相当額を収受する場合があります。

(i) ジャパン ベトナム フェスティバル実行委員会

2023年2月25日、26日に開催された第8回ジャパン・ベトナムフェスティバルは、48万5千人という過去最大の来場者となりました。第8回からはホーチミン市人民委員会も主催者として企画、運営に参画しました。今期は、今まで以上に日越両国の教育・文化、観光・福祉、経済・産業などの交流に注力したイベントとなるよう助言及び協力を行って参ります。同時にどのような形で相談、助言を行っていくべきかを検討していきます。

(ii) 北海道ベトナム交流協会

本交流協会は、2016年3月2日に経済・文化・学術・スポーツ・観光・人的交流を通じて、北海道とベトナムの相互理解と友好協力関係を深め、北海道の活性化とともに可能性に富んだベトナムの未来に貢献することを目的とし、その実現のために設立されました。

現在10支部が設立され、2019年9月には「第1回ベトナムフェスティバルin札幌」の開催も実現しました。2021年11月に開催された「北海道ベトナム交流会in札幌」は緊急事態宣言下のためフェスティバル形式での開催とはなりませんでしたが、オンラインライブや動画放映を利用し開催され、相談・助言を行いました。2022年9月には、「第2回ベトナムフェスティバルin札幌」が開催され、北海道からは鈴木直道知事、ベトナムからはチュオン・ティ・マイ越日友好議員連盟会長をはじめ多くの要人や参加者をお迎えして、盛大にとりおこなわれました。引き続き次回開催に向けて、相談・助言を行って参ります。

また、ベトナムのクアンニン省において従来から「北海道フェスティバル」開催の要望があり、2023年11月には「北海道フェスティバルINハロン」が開催される予定です。日越両国で実行委員会が結成されましたので、相談助言を行って参ります。

その他にも、ベトナムと各地域との交流、ベトナムと北海道の相互視察、各支部におけるセミナーの開催、人的交流についても相談・助言を行って参ります。

(iii) 北海道モンゴル経済交流促進調査会

当調査会は2016年度以降、3回に及ぶ北海道とモンゴルとの相互経済交流を推進している組織です。これまでも両国の経済交流に向けた環境整備を当財団の支援のもとで促進して参りました。2019年8月2日には、モンゴル・ウランバートルから千歳へのチャーター便が就航し、モンゴル政府関係者と経済界関係者が来道し記念式典を開催いたしました。

2022年8月には日本モンゴル外交関係樹立50周年記念式典に参加するためにミッシ

ョンが結成され、北海道モンゴル経済交流促進調査会として参加を致しました。北海道とモンゴルの民間企業間での事業拡大や波及効果が期待できるような事業に支援を行い、経済交流が進展するよう相談・助言を行って参ります。

(iv) グローバル人材共生事業

北海道は、将来の日本が直面する課題が真っ先に表面化することから、課題先進地域といわれております。「グローバル人材との共生」という課題も北海道が直面する課題です。そこで、当財団が目指す「グローバル人材共生社会」の環境整備の先駆けとして、北海道がそのモデル地域となるべく、関係諸団体に働きかけます。北海道庁が主催する「北海道外国人材受入れ・定着・共生連携会議」の開催にあたっては、具体的な形で相談・助言を行い、支援いたします。また、グローバル人材共生社会実現のために設立された一般財団法人外国人材共生支援全国協会（NAGOMi）の活動に対し、相談・助言を行い、支援いたします。

(v) ハロン大学への相談・助言

ベトナム国クアンニン省のハロン大学より大学の成長発展および日本の大学や各種団体・企業との連携や交流を促進する活動への相談・助言を行う予定です。

(3) 国際交流等推進事業

児童・青少年の身体的・精神的健全育成のため、日本と東アジア各国の児童・青少年の相互親善交流として学校交流、芸術・文化交流、スポーツ交流などを中心に国際交流等推進事業を行います。

児童・青少年の年齢層に応じ日本の優れた分野を紹介する交流プログラムを提供いたします。

中国の小・中・高校生の修学旅行や文化・スポーツ関連の交流の受入れについて、日本の学校生活だけでなく生活習慣や教育文化なども紹介し、相互理解と交流を深め、日中青少年交流の一助になるよう努めて参ります。

本事業の紹介のため、当財団のホームページを活用、教宣用のDVDを用いて自治体、教育委員会、大使館、領事館など幅広く活動を紹介いたします。

2023年度は再開に向けた調査を行い再開を目指して参ります。なお、今後は中国だけではなく、ベトナム国やモンゴル国との国際交流等推進も検討していきます。

【公益目的事業 2】

「外国人技能実習生受入れ事業」

技能実習生の監理団体業務においては、実習生の入国が再開されたとはいえ、その分帰国者も多く、本年度の開始時に技能実習生187名、特定技能労働者38名の合計257名であった状態から、本年度末には、技能実習生227名、特定技能労働者30名の合計257名となりました。昨年度に引き続き、大変厳しい状況ではありましたが、監理団体としての責務を果たすべく、受入機関への指導と技能実習生の保護、育成、支援にあたって参りました。

2022年度末において、入国を待って母国で研修中の技能実習生が95名おり、2023年度末には、326名と予想しております。特定技能労働者は35名の予想ですので、合計は361名になります。

外国人技能実習制度の趣旨を正しく理解し、実習実施者・送出し機関と協力し技能実習生が技能を適正に修得し、自立し、国際貢献に役立つよう人材育成事業を推進いたします。技能を適正に修得する状況の確認や実習実施者の取り組みを確認・指導するために計画認定申請・在留許可の申請、月1回の巡回、3ヶ月毎の定期監査などコンプライアンスを遵守して参ります。

また、実習生が技能習得のため実習に専念するだけでなく、日本語能力検定の学習支援に今まで以上に力を入れ、当財団ならではの強みを打ち出していくとともに地域別の交流会やレクリエーション活動など、学習だけではなく受入れ企業や地域社会との交流などを進め、「日本型多文化共生社会」の実現をめざし、技能実習制度の理解を深める努力も継続して取り組んで参ります。

なお、技能実習期間を終了する実習生に対して、実習生本人と実習実施者の要望を聴取し、3号（2年間）への移行、特定技能労働者への在留資格変更のサポートだけでなく、帰国希望者には送り出し機関と連携し、帰国後の就職支援にも積極的に取り組んで参ります。

本事業は監理する実習実施者、技能実習生も増え、確実に成長を続けておりますが、技能実習生の育成・自立が果され正しく目的を達成できるように拡充を期して参ります。

Ⅱ. 収益事業

【収益事業 1】

日本と東アジアの国・地域との関係が持続的に発展すること及び文化等様々な交流の強化促進に寄与することを目的とする事業

1. 調査研究

2022年度から再開したベトナムにおける政治・経済・社会に関する調査受託事業で国際協力銀行（J B I C）から間接受託している調査受託事業を引き続きハノイのJ V R C社と連携して推進して参ります。

2. 業務受託事業

（i）日越大学支援国内本部業務

2021年11月ファム・ミン・チン首相の日本訪問、2022年5月の岸田首相のベトナム訪問など、日越は非常に良好な関係を保っています。日越大学は日越両国の象徴的国家プロジェクトの一つです。

当財団設立の契機となった日越大学構想は、2013年末の日越両国首相による日越共同声明、2014年ベトナム国家主席訪日時の日越共同声明に基づき、両国政府協力のもとで推進されている事業です。ベトナム政府は、ベトナム国家大学ハノイ校の7番目の大学として日越大学設立を決定いたしました。

2015年12月、内閣官房に「日越大学に関する関係省庁会議」及び「日越大学構想の推進に関する有識者会議」が設置され、2016年9月9日に開学式が開催され、大学院修士課程が開講し、2017年9月には理事会が開設されました（理事20人は日越同数。武部会長は理事に就任）。2018年7月、1期生が卒業し、東京大学をはじめ11名が博士課程に入学、その他日系企業、ベトナム企業に就職するなど極めて高い評価を得ております。

2018年9月には修士課程3期生が入学、2019年9月には4期生が入学、日本、ロシア、フィリピン、ミャンマー、ラオスの他にナイジェリア、カメルーン、コンゴなどアフリカからも留学生が入学し、国際大学として着実な地歩を築いております。また、ホアラックキャンパス建設に向けた基礎調査もスタートしました。

さらに、2020年9月には、待望の学部が開設されました。

当財団は2015年第1期契約より（独）国際協力機構（J I C A）より「日越大学構想国内支援事務局業務」を行い、2021年第3期契約まで同業務を行いました。2020年

度は日越大学広報ツールとして、パンフレットとDVDの作成を支援いたしました。2021年度は、第4期契約の1年目として以下の業務を行いました。

- ① 日越大学構想の推進に関する会議実施支援
- ② 日越大学に関する広報実施支援（ポスターや留学ジャーナルなど日本からの留学促進支援など）
- ③ 日越大学支援国内本部の設立に向けた検討支援

2022年度は、JICAとの契約が変更され、日越大学支援国内本部の業務を行うこととなり、以下の業務にあたりました。

- ① 日越大学の将来像（新規分野の検討・助言を含む）
- ② 日越大学との関係機関の連携
- ③ 日本国内における日越大学の活動に関する広報
- ④ その他日越大学の円滑な運営や発展に向けた日本側支援に関する事項（支援国内本部評議員会の開催を含む）

2023年度、日越大学支援国内本部は、日越大学日本委員会に改組されることとなり、日越大学の日本側理事を中心に構成されます。当財団としましては、引き続き日本委員会事務局の支援を行っていく計画です。

（ii）モンゴル国の観光開発調査業務

2020年10月から2021年9月に実施された「モンゴル国持続可能な観光開発に係る情報収集・確認調査」は、特有の遊牧文化や豊かな資源を有するモンゴル国の観光開発についての情報収集・確認調査であり、モンゴル国の観光開発方針を確認し、今後のJICAの協力プログラム案を作成することにより、東アジア全体の観光開発に資するものです。2022年に国交樹立50年を迎えた日本とモンゴル国の相互理解と友好協力関係を深めるため、本調査で提言した内容をフォローしていきます。

3. 普及啓発・情報提供

当財団で行っている事業内容を、東亜通信、ホームページ等で積極的に広報して参ります。

4. 相談・助言業務

公益事業における相談・助言業務と内容が重複しており、公益事業に該当しないものを収益事業として実施して参ります。

5. 旅行業

国柄や国民性を正しく認識し評価すること、そしてグローバル化と国際性が求められる今日、コロナ過でその手段や方法は変化していかざるを得ませんが、「観光・旅行業」が重要であることに変わりはありません。

アフターコロナ時代に合わせ、M I C E (Meeting, Incentive, Convention, Exivition)を意識し、実体験とオンラインでの体験を組み合わせた視察旅行等の受注をめざします。

さらに、他の分野でも当財団ならではのハイレベルな情報収集、人脈を生かした手配力などを活かし、国際交流に貢献できる視察旅行を実現いたします。

【収益事業 2】

特定技能制度における特定技能労働者への支援業務

特定技能業務

入管法の改正にともない、特定技能制度が新設され、その結果、技能実習生が帰国することなく、特定技能外国人に在留資格を変更し、日本で働く場合において、受入団体の要望により登録支援機関として支援を行うことが必要な状況となりました。当財団の目的と事業に鑑み、この状況に対応し特定技能制度における登録支援機関として支援業務を行います。ただし、当面の間、当財団では技能実習生からの資格変更の場合のみを扱います。2023年度は35名を予定しております。

当財団の公益事業である技能実習制度における監理団体業務および特定技能業務を健全に推進するため、有料職業紹介の許可を得て、公益事業を補助する収益事業として推進する計画である。本件は理事会にて承認されており、監督官庁への許可申請とともに内閣府への収益事業の変更認定申請を行い、申請が認可された後に業務を開始する計画です。

Ⅲ. 法人管理

公益財団法人として求められるガバナンス体制、運営や事業に対する透明性やコンプライアンス順守には、自ら今まで以上に厳しく取り組むとともに、技能実習生の監理団体として、実習実施者や技能実習生に対しても継続して法令順守を指導し、適正な監理団体の運営に努めて参ります。また、職員一人ひとりが以下の運営方針に従い、自覚を持って職務に努めて参ります。

２０２２年度より年間５回開催している定時理事会および毎月開催している法人運営会議については、今期も継続して行います。

- １．公益財団法人職員としての法令の遵守
- ２．職員の業務目標・役割分担の明確化
- ３．高い業務品質・サービスの提供
- ４．職員一人一人の能力開発の推進
- ５．業務のシステム化による業務効率の向上
- ６．職員のコミュニケーションの向上
- ７．業務の生産性の向上と職員の処遇の向上

以上